

# Q & A

## 問1 法人会とはどんな団体ですか？

---

税に自信をもち積極的な経営をめざしたい……。

先へ先へと時代を読める目を持ちたい……。

正しい税知識と経営の力を養う「よき経営者をめざすものの団体」それが法人会です。

経営者のみなさまが、自らの視野を広げ、一層会社の繁栄をめざすとき、健全な経営に役立つ税知識と、経営の力を身につけられるようお手伝いするのが法人会です。

法人会は現在約 100 万会員企業、41 都道県に 442 の会を持つ全国組織の経営者の団体です。企業規模、業種を問わず、どんな企業も法人会の会員になれます。

柏崎税務署管内で実際に活動している株式会社、有限会社や各種公益法人等は、現在約 1,500 社ありますが、会員企業は 750 社を数えるにいたりました。

なお、県下には各税務署の管轄地域ごとに 13 の法人会がそれぞれ「社団法人」として国からその公益性と信頼性を認められ、税務署への身近なパイプ役として、各地で活躍しています。

## 問2 税務署は法人会をどのように見ているのでしょうか？

---

税務署は、法人会が長い間、申告納税制度の普及や、税務知識の徹底のため税務行政に協力して活躍してきた実績を、高く評価しています。

このため、税務署もまた法人会の事業に積極的に協力され、各地区で開かれる講習会や説明会等へも、税務担当官が積極的に出席され、会員の方々の身近な相談等の話し合いをしてくれます。特に、法人会は国税当局が許可した「公益社団法人」であり、公益を目的として事業活動を行っていますので、税務署は署長をはじめ係官が、常に全面的な応援をしてくれています。

## 問3 法人会に入会すると税務署の税務調査に際して特別に見てくれますか？

---

税金は、国民の幸福や繁栄を目的として、国や地方公共団体が幅広い活動を展開していくための大切な財源であって、いわば国民がそれぞれ分に応じて納めなければならない会費です。

従って、税務署は法人会の会員だけに調査を軽くするとか、税金を安くするというようなことはありません。

むしろ「法人会員は、適正に納税しているので、調査の必要はない。」と近い将来に税務署から信頼されるまでに、会員相互に研さんをして、税務署に働きかけることがよいと思います。

#### **問4 法人会は税務署に向かって意見や要望を言う力がありますか？**

---

法人会は納税申告制度の推進に貢献している団体です。従って、税務署では有力な“協力団体”として法人会を評価し、法人の指導、税の普及にあたっているため、署の幹部の方々は、当法人会からの意見、要望等には十分に耳を傾けられ、税務行政の改善の資としています。

なお、法人会は全国100万会員の団結の力によって税や税務行政に対する要望を国に対して行ってきました。

特に、税制改正では、法人会が強く要望してきた法人所得課税の米国並み水準への引き下げ、個人所得課税の最高税率の引き下げという大目標が達成されています。

#### **問5 法人会に加入しなくとも、法人税を適正に申告して期限内に納付しており、税務署に充分協力しているので加入しなくともよい？**

---

税法は毎年大なり小なりの改正がありますが、法人会ではその都度改正税法説明会を行っております。また、税務署の話では、適正な申告をしているといわれる法人であっても税法の解釈や適用に誤りが相当あるということですから、やはり法人会に加入されているいろいろな講習会や配布される資料等を通して、税についての知識、判断力を身につけていただき、万全を期することが必要と思います。

法人会は納税者の1人ひとりが正しい申告納税をするよう、各種の事業活動を行っておりますので、自主的に適正申告をされている会社こそ、法人会に加入し、率先してその事業活動に協力していただきたいと思っております。

#### **問6 税金関係は全部税理士さんに依頼してあるので入会の必要はない？**

---

会社の社長さんは、経営者として会社全般を見渡し、その立場で税理士先生を選んでいるわけですが、税金については何もかも部外の税理士先生にお任せというのでは、最高責任者である社長さんとして会社経営全般の把握に欠ける場合もあるのではないのでしょうか。

記帳申告手続き等の細かいことは税理士先生にお任せするとしても、税金についておよそのことは知っておかないと、税務署の方のお話しはもちろんのこと、税理士先生の折角の助言等も充分理解できなかつたりして、思わぬ場合に思わぬ損をすることにもなりかねません。

このためにも、法人会の事業活動に参加されて、税を知っていただくことが、企業の経営にとって極めて必要なことです。

税務を離れての企業経営は考えられません。余分な税金を納めなくていいように、法人会に加入して勉強され、税理士先生のご指導もよく理解できて、経営に役立てることができるようお勧めいたします。

## **問7 忙しいから法人会に入っても利用できず入会しても意味がない？**

---

忙しいから法人会が必要なのです。

なぜなら、もし時間があれば自分で勉強することもできますが、事業が忙しいとなかなか困難です。

そこで法人会の講習会や研修事業を利用して税の知識を容易に習得し、併せて税制改正等の要望をすることもできます。

従って、忙しい経営者ほど、法人会が必要といえましょう。

また、忙しい経営者に代わって、他の経営幹部の方や従業員の方々に講習会や研修事業に出席いただいたり、常時お手元にお送りしている資料等も部下の方に分担していただき、会社全体として税の知識を向上していただくことも可能と思います。

## **問8 会社と言っても名ばかりの零細企業なのでもう少し規模が大きくなってから入会を考えてみたい？**

---

研修会や講習会に出席される会員の過半数は、小零細企業の社長さんや奥さんです。従って、法人会に加入されてこれらの会合に出席され、同じような規模の社長さん方とお話し合いの機会を作られれば、会社の経営にも非常に参考になると思います。

なお、忙しくて出席できない方は、法人会からお送りする情報誌「ほうじん」そして、随時お送りする税制や経営の小冊子等を、お仕事の合間にお読みになって下さい。

また、それでもご入会について不安な方は、恐縮ながらもう一度別紙「入会のおすすめ」の数々のサービスをご参考にお考え下さい。